

小山市空家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条の規定により定める小山市空家等対策計画（以下「計画」という。）に基づき、管理不全な空家等の解消及び跡地活用に資するために交付する小山市空家等解体費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「準特定空家等」とは、計画に定める特定空家等判断基準により、特定空家等に準じる空家等であると市長が認定したものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特定空家等であつて、次のアからエまでのいずれにも該当するもの

ア 市内に存するもの

イ 一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が建築物の延床面積の2分の1以上のものに限る。次号において同じ。）であるもの

ウ 法第14条第2項の規定による勧告を受けていないもの

エ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの

(2) 準特定空家等であつて、次のアからエまでのいずれにも該当するもの

ア 市内に存するもの

イ 一戸建ての住宅又は併用住宅であるもの

ウ 建築物の倒壊等又は屋根、外壁等の脱落、飛散等のおそれのあるもの

エ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象空家等としない。

(1) 賃貸借又は販売を目的とするもの

- (2) 所有権以外の権利が設定されているもの
- (3) 故意に破損させたもの
- (4) 公共事業の補償の対象となっているもの
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等を解体しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又はその相続人（当該所有者又は相続人が複数人の場合は、全員の同意があること。）
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (4) 小山市暴力団排除条例（平成23年小山市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する市内に事業所を有する者に請け負わせる補助対象空家等の解体工事とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受け、建設業を営む者
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受け、解体工事業を営む者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助対象工事としない。

- (1) 第8条に規定する補助金の交付決定前に着手した解体工事（緊急やむを得ないと市長が認める場合は除く。）
- (2) 補助対象空家等の一部のみの解体工事
- (3) 舗装又は浄化槽、上下水道、その他の埋設物の解体工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事の費用に2分の1を乗じて得た額

(1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、当該補助対象工事に係る補助対象空家等が第3条第1項第1号に該当する場合は50万円を、同項第2号に該当する場合は30万円を、それぞれ限度とする。

2 市又は自治会その他公共的団体(以下「市等」という。)が、補助対象空家等を解体した敷地の寄附を受け入れる場合は、前項の補助金の額に20万円を加算した額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に小山市空家等解体費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日を確認できる書類の写し
- (2) 位置図及び補助対象工事着手前の写真
- (3) 公図の写し
- (4) 建物の登記事項証明書の写し(未登記建物は所有者及び建築年月日の分かるもの)
- (5) 補助対象工事に係る見積書及び明細書の写し
- (6) 申請者と建物所有者との関係が確認できる書類(申請者が補助対象空家等の所有者の相続人である場合に限る。)
- (7) 同意書(所有者又は相続人が複数人の場合に限る。)
- (8) 土地の登記事項証明書及び市等が解体工事後の敷地の寄附を受け入れることを確認できる書類の写し(前条第2項に該当する場合に限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小山市空家等解体費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)又は小山市空家等解体費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やか

に小山市空家等解体費補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小山市空家等解体費補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）又は小山市空家等解体費補助金変更不交付決定通知書（別記様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 交付決定者は、第8条に規定する小山市空家等解体費補助金交付決定通知書又は前条第2項に規定する小山市空家等解体費補助金変更交付決定通知書により通知を受けた日から起算して60日以内に当該補助対象工事に着手するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに小山市空家等解体費補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る請求書及び明細書並びに領収書の写し
- (2) 補助対象工事完了後の写真
- (3) 補助対象工事に係る契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付決定者は、第6条第2項に該当する場合は、前項の書類に加えて、市等が解体工事後の敷地の寄附を受け入れたことを確認できる書類等の写しを添付するものとする。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小山市空家等解体費補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、小山市空家等解体費補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長

に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (3) 交付決定者が、補助対象空家等を解体した敷地を適正に管理しないとき。

(調査に対する協力)

第15条 交付決定者は、この要綱による補助金の交付に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様

小山市長



小山市空家等解体費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました小山市空家等解体費補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、小山市空家等解体費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助対象空家等の所在地	小山市
補助対象空家等の区分	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 準特定空家等
解体工事後の敷地の寄附の有無	<input type="checkbox"/> 寄附あり <input type="checkbox"/> 寄附なし (寄附の受入れ先)
交付予定額	円
交付条件	次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該補助金を返還すること。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 法令若しくは小山市空家等解体費補助金交付要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。 (3) 解体工事後の空家等の敷地が適正に管理されないとき。
交付に係る指示	1 小山市空家等解体費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、本通知を受けた日から起算して60日以内に当該補助対象工事に着手すること。 2 補助対象工事が完了したときは、速やかに、小山市空家等解体費補助金交付要綱第11条により実績報告をすること。

様式第3号（第8条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市空家等解体費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました小山市空家等解体費補助金の交付については、次の理由のとおり交付しないことを決定しましたので、小山市空家等解体費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

小山市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

小山市空家等解体費補助金変更交付申請書

年 月 日付小山市指令 第 号により交付決定を受けた小山市空家等解体費補助金について、次のとおり変更等をしたいので申請します。

変更年月日	年 月 日
変更等の内容	
変更等の理由	
変更後の補助対象工事の費用	円
変更後の補助金交付申請額	円（1,000円未満切り捨て）
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更等の内容が確認できる書類

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市空家等解体費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付小山市指令 第 号により交付決定した小山市空家等解体費補助金について、次のとおり変更して交付をすることに決定をしたので、小山市空家等解体費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

変更等の内容	(変更前)
	(変更後)
変更後の補助対象工事の費用	円
変更後の交付予定額	円
交付条件	<p>次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該補助金を返還すること。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 法令若しくは小山市空家等解体費補助金交付要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 解体工事後の空家等の敷地が適正に管理されないとき。</p>
交付に係る指示	<p>1 小山市空家等解体費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、本通知を受けた日から起算して60日以内に当該補助対象工事に着手すること。</p> <p>2 補助対象工事が完了したときは、速やかに、小山市空家等解体費補助金交付要綱第11条により実績報告をすること。</p>

様式第6号（第9条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市空家等解体費補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付小山市指令 第 号で交付決定し、年 月 日
付けで変更交付申請のあった小山市空家等解体費補助金については、次の理由のと
おり交付しないことを決定しましたので、小山市空家等解体費補助金交付要綱第9
条第2項の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

小山市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

印

小山市空家等解体費補助金実績報告書

年 月 日付小山市指令 第 号で交付決定を受けた小山市空家等解体費補助金の実績について、次のとおり報告します。

補助対象空家等の所在地	小山市
補助対象空家等の区分	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 準特定空家等
解体工事後の敷地の寄附の有無	<input type="checkbox"/> 寄附あり <input type="checkbox"/> 寄附なし (寄附の受入れ先)
補助対象工事の費用	円
補助金交付予定額	円
解体工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象工事に係る請求書及び明細書並びに領収書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象工事完了後の写真 <input type="checkbox"/> 補助対象工事に係る契約書の写し（第7条に規定する交付申請の際に、契約書を添付しなかった場合に限る。） <input type="checkbox"/> 市又は自治会その他公共的団体が、解体工事後の敷地の寄附を受け入れたことを確認できる書類等の写し（小山市空家等解体費補助金交付要綱第6条第2項に該当する場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市空家等解体費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった小山市空家等解体費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、小山市空家等解体費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助対象空家等の区分	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 準特定空家等
解体工事後の敷地の寄附の有無	<input type="checkbox"/> 寄附あり <input type="checkbox"/> 寄附なし (寄附の受入れ先)
補助金の確定額	円

年 月 日

小山市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

小山市空家等解体費補助金交付請求書

年 月 日付小山市指令 第 号で交付額の確定を受けた小山市空家等解体費補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信金・信組 農協・労金							
本(支)店名	本 店・支 店 営業部・出張所							
種 目	1 普通（総合）			2 当座				
口座番号								右詰めで記入ください
口座名義人	(フリガナ)							